

工事特別仕様書

- 1 工事名 農維(補助)第1号 農業基盤整備促進事業(いちき串木野2期地区)川上地区農道舗装工事
- 2 工事場所 いちき串木野市 川上 地内
- 3 工期 令和 6年 2月 29日限り

第 1 章 総則

農維(補助)第1号 農業基盤整備促進事業(いちき串木野2期地区)川上地区農道舗装工事の施工に当たっては、鹿児島県農政部制定「農業土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という)、「農業土木施工管理基準」(以下「施工管理基準」という)、「工事請負契約書」及び「設計図書」に基づいて実施する。共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第 2 章 工事内容

1. 目的

この工事は、農維(補助)第1号 農業基盤整備促進事業(いちき串木野2期地区)川上地区農道舗装工事の事業計画の一環として、農道整備を行うものである。

2. 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

主要工事内訳

工種	規格	数量	備考
本線舗装工	アスファルト舗装	345m ²	t=3cm

3. 工事数量

本工事の数量は、設計図面及び参考資料による。

受注者は本工事数量に関して疑義が生じた場合には、監督職員と協議すること。

第 3 章 施工条件

1. 工程制限

この工事の施工については、所定の工期までに完成させ、翌年度の営農、一般交通の通行等に支障を来さないようにしなければならない。

2. その他

受注者は、工事中に関係地元住民や官公署より交渉を受けた場合は、直ちに監督職員に申し出て指示を受けなければならない。

第 4 章 現場条件

1. 土質

この工事の施工場所の土質は、砂質土を想定している。

2. 関係機関との連絡調整

工事施工に必要な関係機関との協議や届出は、監督職員と協議しながら進めること。また、関係業者間で連絡調整のうえ、工程打合せを十分行い、手戻りが生じないようにすること。

3. 営農との関連

畑、水田等に立ち入る場合は、土地所有者の承諾を事前に得てから立ち入り工事施工することとし、施工方法について地主と十分協議し、営農に支障のないよう施工すること。

また、周辺の農地についても耕作者等と連絡を密に行い、営農に支障のないように施工すること。

4. 地下埋設物

工事施工中において、埋蔵文化財、水道管、ケーブル等を発見した場合は、直ちに工事を中止して監督職員に報告し、指示を受けなければならない。

5 . 第三者に対する措置

(1) 騒音・振動対策

第三者(隣接建物等)への騒音・振動対策については、特に注意をはらい施工に当たっては、騒音・振動による被害を防止するため、十分な調査・計画をたてること。

また、構造物等にヒビ、亀裂等が入らぬよう特に注意して施工すること。

資材等の運搬車両が宅地近辺の県道、市道等を通過する際においても騒音・振動対策に注意すること。

周辺住宅とは、日頃より工事工程等の連絡を行い、良好な対話を図っておくこと。

なお、施工が原因で既存構造物、河川、作物等への被害が生じた場合は、受注者の責任において処理するものとする。

(2) 保安対策

通行止め等、工事箇所近隣の居住者等とは工事工程を報告する等積極的に地元対策を実施し、トラブルがないようにすること。

通行人の安全確保は十分に行うこと。

(3) 第三者の指導

工事中、関係の地元住民や官公署より指導を受けた場合は、直ちに監督職員に申し出で指示を受けなければならない。

6 . 建設副産物

(1) 適正処理に係る確認方法は次のとおりとする。

1) マニフェスト情報を収録した磁気媒体(CSV形式)による確認

2) 受渡確認票による確認

(2) 工事完成書類に添付するマニフェストは、E票(写し)とする。

また、工事完了時点でE票が元請業者に返送されていない場合については、A票、B2票及びD票のうち元請け業者で保管する最新の票の写しを添付すること。

但し、この場合においても事後に元請け業者にE票が返送され次第、E票を提出すること。

(3) 「建設副産物の適正処理及び利用促進」(別紙—1)を参照すること。

第 5 章 仮設

1 . 工事用道路(維持管理)

近隣の県道、市道等を現場搬入道路として利用することとするが、一般運行に支障をきたさないよう受注者の責任において維持管理しなければならない。

また、道路使用前に発注者及び道路管理者と現地確認を行い現状を把握した上で、写真等で記録する。

なお、補修が必要となった場合は、受注者の責任の有無等を踏まえ、設計変更に係る協議を行うことができるものとする。

第 6 章 工事用電力

この工事に使用する電力設備及び電力料金は、受注者の負担とする。

第 7 章 工事用材料

1 . 規格及び品質

各種材料の使用にあたっては、同等以上の品質を有するもので、カタログ、各種成績書により材料使用承認を受けるものとする。

また、原則として監督職員の材料検収を受けるものとする。

(1) 路盤材

工種	材 料	修正CBR	備 考
下層路盤	再生切込 RC-40	30以上	t=14cm
上層路盤	粒調碎石30mm以下	80以上	t=7cm

※再生クラッシュランを使用する場合は、すり減り量は50%以下とする。

(2) 瀝青材料

プライムコートに使用する瀝青材料は、アスファルト乳剤PK3とする。

- (3) アスファルト混合物
 - 1) アスファルト混合物は、原則再生アスファルトを使用するものとし、混合物の標準配合は、アスファルト舗装要綱による密粒度アスコンとする。
 - 2) 標準設計密度は、車道部2.35t/m³とするが、変更することがある。
 - 3) 骨材寸法は13mm以下とする。
- (4) 基礎砕石
 - 1) 基礎用砕石は、再生切込砕石40mm以下とする。
 - 2) 再生砕石40mm以下の粒度の範囲は、農業土木工事共通仕様書のとおりとする。
 - 3) 再生クラッシュランを使用する場合は、すり減り量は50%以下とする。

2. カタログ、各種成績書等

材 料 名	提 出 物	備 考
土砂砕石類	証明書、試験成績書	
アスファルト混合物	配合設計書	

第 8 章 施工

1. 一般事項

- (1) 水準点及び基準点

この工事の水準点及び基準点は、監督職員が指定するKBM、トラバース点を使用する。

また、各点間の基準高及び座標等については、着工前、施工中、完成時などの段階で確認するものとする。
- (2) 施工に先立ち、地区界、基準杭等を現地で監督職員の立会のもとに確認しなければならない。
- (3) 検測又は、確認

この工事では、下記の段階の検測又は、確認について事前に監督職員と協議しなければならない。

また、受注者は工程管理を密にし、検測、確認日の調整を行うよう努めなければならない。

工 種	作 業 段 階	備 考
地区境界の確認	丈量図を復元後	工事着手前
設計と現場の不一致	やり形、丁張り設置後	
路盤工	施工中	
舗装工	施工中	

※現場管理業務がある場合には確認項目、時期、回数等について監督職員と協議し、指示を得ること。

また、連絡体制等についても確認しておくこと。

2. 土工

- (1) 掘削
 - 1) 掘削土は埋戻及び盛土に流用するものとする。但し、流用に不適當な場合は、搬入土等について、監督職員と協議するものとする。
- (2) 埋戻、盛土
 - 1) 盛土は、一層の仕上り厚が30cm程度となるようにまき出し、振動ローラで所定の締固め密度が得られるまで締固めなければならない。
- (3) 建設発生土

建設発生土は、(別紙-1)に基づき適正に処理しなければならない。

また、仮置等をする場合は、降雨等により外部へ流出したり、災害の発生がないように十分留意し、管理しなければならない。

3. 舗装工

(1) 路床不陸整正

路盤施工に先だち路床面の仕上げは、モーターグレーダで敷均し、マカダムローラ10～20t級及びタイヤローラ8～20t級により十分に締固めなければならない。

(2) 路盤工

下層、上層路盤工は、路盤材をモーターグレーダで敷均し、マカダムローラ10～12ton及びタイヤローラ8～20ton級により所定の密度が得られるまで締固めなければならない。

ただし、側溝及び路肩ブロック接近部については、タンパ60～100kg級により所定の密度が得られるまで締固めなければならない。

材料	路盤の品質管理(密度)規格値	備考
再生碎石	93%以上	
粒調碎石	93%以上	

(3) アスファルト舗装工

- 1) マーシャル試験に対する基準値は、アスファルト舗装要綱によるものとし突固め回数は50回とする。
- 2) 表層工の施工にあたっては、プライムコート(アスファルト乳剤PK-3)1～2 $\frac{kg}{m^2}$ 程度を路盤面に均一に散布し、密着をはからなければならない。
- 3) プライムコートを施工してから交通開放するときは、プライムコートの上に砂0.3m³/100m²をまいて保護しなければならない。
- 4) 表層工は振動ローラ3～12t級及びタイヤローラ8～20t級により締固めなければならない。

第 9 章 施工管理

1. 施工管理の基準

- (1) 施工管理基準に定めのない追加の項目とその管理基準は、監督職員と協議すること。
- (2) 施工管理基準の変更及び除外項目は、協議による。

第 10 章 安全管理

1. 工事施工の安全を期するため、共通仕様書第1章第1節1-1-42「諸法令、諸法規の遵守」の法律、規則等を守らなければならない。

2. 交通管理については、工事現場内外のトラブル、交通事故の絶無を計り、一般交通の安全性を確保しなければならない。

3. 工事現場を標示する工事板(工事予告版、工事名標識板、協力依頼板、協力感謝板等)は、規定の本数を規定の位置に設置すること。

また、工事区間内は車の通行に支障のないように路面を整理して、安全ロープ、防護柵、夜間標識、バリケード等を設置して、事故防止に努めなければならない。

4. 交通誘導員の配置

- (1) 本工事は、交通誘導員の配置を予定していない。但し、地元警察からの指導等により発注者が必要と判断した場合は、設計変更の対象とする。

5. 工事施工のための安全対策は、(別紙-2)による。

第 11 章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合には、必要に応じて監督職員と工事打合せ記録簿及び打合せ書により協議するものとする。

第 12 章 その他

1. 前払金及び部分払い、中間前払

前払金は、40%以内で支払うことができる。

前払金及び部分払い、中間前払に必要な請求書等の書類は、工事打合せ簿とともに監督職員へ提出するものとする。

2 . 検査

- (1) 工事は、関係機関の検査及びその他の関係機関の検査を受けることがある。その結果、手直し等を生じた場合は、受注者の負担でこれに応じなければならない。
- (2) 検査に当たっては、現場代理人及び主任技術者並びに施工管理責任者は必ず立会いしなければならない。
- (3) 検査に必要な資料の提出及び測量器械並びにその他の機材の準備については、検査員の指示に従わなければならない。
- (4) 検査ヶ所の修復は、検査員の指示により受注者の負担で速やかにこれに応じなければならない。

3 . 提出書類

- (1) 工事工程管理に基づき、月末の工事進度見込みを当月25日までに報告するものとする。
- (2) 共通仕様書に基づく施工計画書は、契約締結後速やかに提出しなければならない。
- (3) 出来高数量等は、契約工期期限の概ね1ヶ月前までに提出する。

4 . 架空線の防護措置

架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合には、監督職員と協議し契約変更の対象とする。

5 . 施工計画書作成の留意点

施工計画書の作成にあたっては、前記の工事内容、現場条件及び受注者の現地調査、並びに経験上の提案等を反映させ、監督職員の確認を得ること。

第 1 条 総則

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「再生資源の利用の促進に関する法律」並びに「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等の施行を受け、公共工事再資源の活用が求められることから、「鹿児島県農業農村整備事業における再資源活用に関する実施要領」及びその運用などに基づき、本工事にあたっては、以下の各条項に示す事項を厳守すること。

第 2 条 再生資材の利用

受注者は、下記の資材の使用に際しては、再生資材を利用すること。

なお、再生切込砕石については、原則として、かごしま認定リサイクル製品認定制度の認定を受けた製品を使用すること。

資材名	規格	備考
再生加熱アスファルト混合物	As量5～7%密粒再生	使用箇所
再生クラッシャーラン	RC-40	使用箇所

第 3 条 建設発生土の搬出

1. 本工事の施工により発生する建設発生土は、下記の場所に搬出すること。
 - (1) 受入場所の名称：南国殖産(株)セメント土木資材課 串木野出張所
 - (2) 受入場所の所在地：いちき串木野市荒川40番地
 - (3) 受入時間帯：8時00分～17時00分
 - (4) 搬出土の土質：砂質土
 - (5) 搬出土量：72m³
 - (6) 運搬距離、時間：10km(片道)、約15分
2. 「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含めて提出するとともに、その内容を発注者に説明すること。
3. 再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲げること。
4. 再生資源利用促進計画の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更し、その内容を発注者に報告すること。
5. 工事完成後、速やかに再生資源利用促進計画の実施状況の記録を完成図書に含めて提出すること。
6. 再生資源利用促進計画及びその実施状況の記録を工事の完成後5年間保存すること。
7. 工事発注後にやむを得ない事情により上記の指定により難しい場合は、監督職員と協議の上、その指示によること。

第 4 条 特定建設資材の分別解体等・再資源化等(建設リサイクル法対象工事の場合)

500万円以上の建設工事は、建設リサイクル法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等について適正な措置を講ずること。

また、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

1. 分別解体等の方法

工程毎の作業内容・解体法	工程	作業内容	分別解体等の方法(※)
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

第 1 条 工事施工のための安全対策

1 . 分別解体等の方法

(1) 安全標識

- 1) 立入り禁止の標識
- 2) 制限速度及び注意の標識
- 3) 工事予告の標識
- 4) その他上記に準ずるもので掲示板, 看板, 安全灯, 各種標識, 保安灯, 回転灯

2 . 安全施設

(1) 工事現場の囲い, 手すり, 地すり(幅木)

- 1) 工事現場周辺の囲い, 有刺鉄線, ロープ等

(2) 交通安全施設等

バリケード, セーフティコーン, 進入防止柵, 歩道柵, 放送施設, その他警報施設, 遮断機等

(3) その他上記に準ずる危険防止施設

3 . 監視員等の配備

(1) 監視員

- 1) 道路及び通路等に接近して作業をする場合の道路監視

(2) 誘導員

- 1) 一般公道上で作業する場合の誘導
- 2) その他上記に準ずるもの

(3) 見張り員

- 1) 見通しの悪いところの見張り
- 2) その他上記に準ずるもの

(4) 信号手

- 1) トラック等の出入頻繁な箇所の信号手
- 2) その他上記に準ずるもの

第 2 条 安全・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に, 本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し, 監督職員に提出するものとする。